

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民で優秀な学生であって経済的な理由により修学が困難なものに対して、次のとおり学資の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (27年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000円
大学・専修学校専門課程		23,000円

奨学資金新規貸与者数 (人)

区分	19	20	21	22	23	24	25	26
高校生	8	9	13	20	10	17	21	20
大学生	23	25	16	23	26	18	12	14
専修学生	6	6	2	9	4	2	4	5

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、以下の基準により、入園料・保育料の減免措置を講じている。

なお、全ての公立幼稚園及び一部の私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度による給付制度に移行しており、国の補助対象外となっている。

保育料等減免(補助)基準(平成27年度)

(園児一人当たり年額)

世帯区分	措置区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割					
				非課税	5,000円以下	10,000円以下	77,100円以下	211,200円以下	211,200円超
公立	第1子	子ども・子育て支援制度に変更(補助制度による措置は廃止)							
	第2子								
	第3子以降								
私立	第1子	308,000円	272,000円	115,200円		62,200円			
	第2子		290,000円	211,000円		185,000円	154,000円		
	第3子以降※1	308,000円							
公立	第1子	12ヶ月分 82,800円	8ヶ月分 55,200円	3ヶ月分 20,700円	1ヶ月分 6,900円				
	第2子		10ヶ月分 69,000円	6ヶ月分 41,400円					
	第3子以降※2	12ヶ月分 82,800円							
私立	第1子	8,700円							
	第2子	8,700円							
	第3子以降※2	8,700円(別途308,000円を上限とする補助金有)							

※1 第3子以降とは、小学校3年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。

※2 第3子以降とは、小学校6年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。